

## 「医療費のお知らせ」の見方

この「医療費のお知らせ」は、健康に対する関心を高めていただくとともに、後期高齢者医療制度へのご理解を深めていただくため、あなたの医療費の総額をお知らせするものです。

医療機関等からの請求に相違がないかどうかご確認いただき、記載内容に誤りがございましたら広域連合までご連絡ください。

診療年月	医療機関等から審査機関を経て広域連合へ医療費の請求があるため、通知に記載できる診療年月は3ヶ月程度前のものになります。 ※医療機関等からの請求が遅れることにより、「医療費のお知らせ」に記載できない場合があります。	
診療区分	医科、歯科、調剤、訪看（訪問看護）のいずれかを記載しています。	
日数	医療機関で入院又は通院された日数を記載しています。 ※電話等で病状診断を受けた場合も含まれます。	
医療費の総額	医療機関等でかかった医療費の総額（10割）を記載しています。 ※薬の容器代、往診時の車代、健康診断料、診断書料、入院時の室料差額、歯科保険外診療などの保険給付以外の費用や、食事・生活療養費は含まれません。	
自己負担相当額	「医療費の総額」に被保険者証に記載している一部負担金の割合（1割又は3割）を乗じて算出した額です。 ※公費負担医療、自治体単独の医療費助成、療養費、高額療養費がある場合など、実際に窓口で支払った金額と異なる場合があります。こうした場合は、例えば公費医療負担額を差し引く等、ご自身で額を訂正して申告していただく必要があります。	
食事療養・ 生活療養	費用額	入院中の食事代の総額です。 療養病床に入院された場合は、生活療養費(居住費)も含まれます。
	自己負担額	入院中の食事代の自己負担額です。 療養病床に入院された場合は、生活療養費(居住費)も含まれます。

- ★「医療費のお知らせ」は、かかった医療費についてお知らせするもので、医療費や保険料を請求するものではありません。
- ★このお知らせによる手続きは必要ありません。

## よくある質問

### 確定申告の医療費控除に使うことができますか

今回送付した「医療費のお知らせ」は、確定申告の医療費控除の手続きで「医療費控除の明細書」として使うことができます

なお、令和3年11月～12月診療分の医療費や、このお知らせに記載されていない医療費がある場合は、ご自身で領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付する必要があります。

**医療費控除の申告に関することについては、税務署にお問い合わせください。**

### 「医療費のお知らせ」を紛失したので再発行してもらえますか

再発行を希望される場合は、島根県後期高齢者医療広域連合かお住まいの市町村の後期高齢者医療担当課までご連絡ください。

### 今後は「医療費のお知らせ」を送付してほしくないのですが

送付を希望されない場合は、島根県後期高齢者医療広域連合かお住まいの市町村の後期高齢者医療担当課までご連絡ください。

## 問合せ先

記載誤りがある場合や、ご不明な点につきましては、広域連合までご連絡ください。

なお、傷病名や薬剤名などの診療内容については広域連合ではお答えできませんので、ご了承ください。

島根県後期高齢者医療広域連合  
業務課 医療給付グループ  
電話 0852-20-7525